

26.8.25

平成26年8月22日

一般社団法人鹿児島県産業廃棄物協会  
会長 三谷 純夫 様

鹿児島市環境局清掃部廃棄物指導課長  
(公印省略)

産業廃棄物処理に係る法令遵守の徹底について (お願い)

かねてより、本市の廃棄物行政につきまして、ご協力を賜り誠にありがとうございます。  
います。

さて、今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可を有する産業廃棄物焼却施設から生じたばいじんについて、ダイオキシン類の含有量の基準に適合していないにもかかわらず、産業廃棄物処分業者に対して埋立処分が委託された事案が発生したとのことで、標記の件について別添のとおり環境省から通知が寄せられました。

つきましては、産業廃棄物の処理及び産業廃棄物処理施設の維持管理を行うにあたっては、関係法令を遵守されるよう貴協会会員の方々に周知いただきたくお願い申し上げます。

問い合わせ先

鹿児島市環境局清掃部廃棄物指導課

電話：099-216-1289

環産産発 1408121 号  
平成 26 年 8 月 12 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

### 産業廃棄物処理に係る法令遵守の徹底について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 15 条第 1 項の許可を有する産業廃棄物焼却施設から生じたばいじんについて、ダイオキシン類の含有量の基準（3ng-TEQ/g 以下）に適合していないにもかかわらず、産業廃棄物処分業者に対して埋立処分が委託された事案があった。

当該事案は、廃棄物処理法第 12 条の 2 第 1 項（特別管理産業廃棄物処理基準）に違反する処分を委託するものであり、同条第 5 項に違反する行為と考えられる。

当該ばいじんに含まれるダイオキシン類の量が基準に適合していなかった原因については、引き続き究明が行われているところであるが、当該事案で用いられた産業廃棄物焼却施設の維持管理等が適切でなかったことが要因であった可能性がある。

については、貴職管区内の産業廃棄物（以下、特別管理産業廃棄物を含む。）処理業者に対し、産業廃棄物の処理及び産業廃棄物処理施設の維持管理を行うに当たり、下記のとおり廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 1. 産業廃棄物処理基準の遵守

産業廃棄物の処理（当該処理を他人に委託する場合を含む。）を行うに当たっては、廃棄物処理法及び関係法令等に規定する処理基準を遵守すること。

特に、特別管理産業廃棄物である一部のばいじんについては、上記の基準を満たさなけ